

県立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 B（男）
- 2 年 齢 30歳代
- 3 所 属 福岡地区の県立高等学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和8年8月26日
- 6 処分の程度 停職12月
- 7 処分の理由

被処分者は、令和8年4月24日（金）午後7時から午後11時前の間に福岡市中央区の店で、コップでビール3，4杯とハイボール4，5杯を飲んだ。その後、徒歩で帰宅しようと55分ほど歩いた後、自転車をレンタルして約3分間運転した。令和8年4月25日（土）午前0時頃、自宅近くで自転車を降りたところ、警察官から職務質問を受け、呼気検査の結果、呼気から0.5mg／lのアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで検挙された。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。